

開催中止判断基準

新型コロナウイルス感染拡大による事業中止判断について

- ・緊急事態宣言が発令された場合は中止とします。
- ・大阪府もしくは柏原市からのイベント自粛要請が発出されている場合。
- ・中止判断時期(11月6日(土))の過去5日間(11月1日(月)～11月5日(金))における柏原市内での新規感染者数の合計が25人以上となった場合。
※参加者が柏原市民だけだと仮定した場合、人口約70,000人に対して25人の感染者は、確率的に当事業の来場予定者数3,000人に対して1人以上の感染者がいる状態となります。
- ・上記と同様の状況であると柏原青年会議所にて判断したとき。

荒天時の事業中止判断について

- ・雨天の場合、開催日の午前6時の時点の天候を元に決定します。
- ・開催日に大雨、暴風及び洪水等の注意報又は警報が発令される見込みがある場合は前日に中止判断する場合があります。
- ・河川の水位が上がると予想されたときは中止判断する場合があります。
- ・参加者に危険を及ぼす可能性があるとは判断されるときは中止判断する場合があります。

まん延防止等重点措置について

- ・まん延防止等重点措置の指定地域となった場合は、テイクアウトのみとします。
また、飲食スペースも設置しません。

中止の伝達方法について

- ・中止とした場合、柏原青年会議所は速やかに出店者並びに関係者に連絡し、ホームページ等で周知するとともに、会場に中止の案内等を行います。ただし、台風や暴風等の場合は、この限りではありません。

かしわらフェスタ中止時の出店料ご返金基準（ブース出店者様）

お納めいただきました出店料のご返金条件については、以下の通り基準を設定致します。

中止理由	中止判断時期	返金
新型コロナウイルス拡大	事業 7日前迄 (11月6日(土)午後1時迄)	100%
天候その他	当日・前日	0%